

令和4年度第2回財政援助団体等監査の結果に関する措置等について

(令和5年2月22日現在)

1 監査の期間 令和4年9月6日から同年11月25日まで

2 監査対象年度 原則として令和3年度に執行された事業又は業務

3 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p><b>【社会福祉法人川上福祉会（公の施設の指定管理者）（所管課意見）】</b></p> <p>東部親子つどいの広場の指定管理に関する予算については、平成29年度に令和4年度までを指定期間とする債務負担行為（限度額185,009千円）を設定し、平成30年3月13日に同額で基本協定を締結している。その後、令和2年度からは管理体制の充実を図るため、人員の見直しに伴い委託料を増額し、指定期間最終年度となる令和4年度の予算成立を待って、令和4年3月25日に変更基本協定（199,748千円）を締結しているが、見直し分に要する経費については、令和2年度に新たに債務負担行為を設定することが適切であったと考える。</p>	<p>こども未来局 こども政策課</p>	<p>指定管理業務の見直し等により、債務負担行為の限度額を超えることが明らかになるなど、新たな債務負担行為の設定及び変更基本協定の締結が必要となる場合は、財政部と協議し、適切に対応したいと考えている。（通知受理日：令和5年1月30日）</p>